



















































































## 9. 離婚時の年金分割制度

被保険者又は被保険者であった者が平成19年4月1日以降に離婚をした場合において、その被保険者若しくは被保険者であった者又はその配偶者であった者（以下「当事者」という。）から請求があったときは、両者の婚姻期間等に係る被保険者期間の標準報酬月額・標準賞与額を分割することができる。

### (1) 離婚等の年金分割制度の概要

平成19年4月1日以後に離婚をした者は、第1号改定者（注1）又は第2号改定者（注2）からの請求に基づき、次の期間について離婚時の年金分割制度の対象とすることができる。

- ① 離婚をした場合は、婚姻が成立した日から離婚が成立した日までの期間
- ② 婚姻の取消をした場合は、婚姻が成立した日から婚姻が取り消された日までの期間
- ③ 事実上の婚姻期間と同様の事情にあった当事者について、当該事情が解消したときは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった当事者の一方が当該当事者の他方の被扶養配偶者である国民年金第3号被保険者であった期間

（注1）当事者のうち離婚等の年金分割制度の対象期間の標準報酬総額が多い者

（注2）当事者のうち離婚等の年金分割制度の対象期間の標準報酬総額が少ない者

### (2) 標準報酬改定請求

次のいずれかの要件に該当するときに請求できる。

- ① 当事者が標準報酬改定の請求及び請求すべき按分割合について合意しているとき。
- ② 裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき。

なお、分割後の標準報酬月額・標準賞与額は、当該請求を行った日以後、将来に向かってのみその効力を有することとなるので、過去に遡及して給付が発生したり、年金額が改定されることはない。

### (3) 標準報酬改定請求に係る除斥期間

次のいずれかの日の翌日から起算して2年を経過したときは、標準報酬改定請求を行えない。

- ① 離婚が成立した日
- ② 婚姻が取り消された日
- ③ 事実上の婚姻期間と同様の事情にあった当事者について、当該事情が解消したと認められた日

#### (4) 按分割合

請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額（注1）の合計額に対する第2号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え2分の1以下の範囲内で定められなければならない。

（注1）対象期間に係る被保険者期間における次の①及び②を合算した額である。

- ① 標準報酬月額に、当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額
- ② 標準賞与額に、当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額

#### (5) 3号分割標準報酬改定請求

平成20年4月1日以後に離婚をした被保険者又は被保険者であった者の被扶養配偶者は、特定期間（当該被保険者が被保険者であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者当該被保険者の配偶者として国民年金第3号被保険者であった期間をいう。）に係る被保険者期間の標準報酬月額・標準賞与額をそれぞれ2分の1に按分する請求ができる。

なお、3号分割標準報酬改定請求により改定及び決定された標準報酬月額・標準賞与額は、3号分割標準報酬改定請求があった日から将来に向かってのみその効力を有する。

## 10. 退職等年金給付（年金払い退職給付）

年金払い退職給付は、被用者年金制度の一元化により共済年金の職域年金相当部分が廃止されたため、平成27年10月1日から新たな制度として創設された。年金払い退職給付は、地方公務員の退職給付の一部として設けられたものである。

### (1) 年金払い退職給付の概要

年金払い退職給付制度（注1）の加入者は一般組合員であるが、厚生年金保険と異なり、70歳に達しても在職中の場合は継続加入することとなる。掛金（保険料）は標準報酬月額及び標準賞与額を基に算定され、労使折半となる。退職時まで積み立てた給付算定基礎額に基づき、給付の半分は有期年金、半分は終身年金として、退職後に65歳に達したとき又は65歳に達した日以後に退職したときに支給されるが、希望すれば60歳まで繰上げ請求できる。受給権者が死亡の場合、終身年金は終了し、有期年金の残余は遺族に一時金として支給される。

なお、服務規律維持の観点から、在職時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置がある。

（注1）財政運営は積立方式（注2）、給付設計はキャッシュバランス方式（注3）で、掛金（保険料）の追加拠出リスクを抑制した上で、保険料率（注4）は労使あわせて1.5%を超えない範囲内で法定される。

（注2）将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ掛金（保険料）で積み立てる方式で、現役世代の減少による影響を受けない仕組みである。

（注3）年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させ、給付債務と積立金との乖離を抑制する仕組みである。

（注4）保険料率＝掛金率（一般組合員負担）＋負担金率（事業主負担）のことであり、労使折半となる。労使あわせて1.5%（一般組合員の掛金率は0.75%）。

### (2) 退職年金

#### ① 支給要件

次の要件をすべて満たしているときに支給される。

ア 1年以上の引き続く一般組合員期間を有していること。（平成27年10月1日前の期間も含む。）

イ 65歳に達していること。

ウ 退職していること。

#### ② 終身退職年金

給付算定基礎額の1/2に基づいて算定され、支給期間を終身として支給される。



### ③ 有期退職年金

給付算定基礎額の1/2に基づいて算定され、支給期間を240月(20年)として支給される。

ただし、受給権者が支給期間の短縮の申出を給付事由が生じた日から6ヶ月以内にしたときは、120月(10年)とすることができる。

### ④ 一時金

#### ア 有期退職年金に代わる一時金

有期退職年金の受給権者は給付事由が生じた日から6ヶ月以内に、一時金の支給を請求することができる。一時金を請求した場合、有期退職年金は支給されない。

#### イ 遺族一時金

1年以上の引き続く一般組合員期間を有する者が死亡したとき、その者の遺族に支給する。一時金を受ける者が、その者の死亡により、公務遺族年金を受けることができるときは、当該支給を受ける者の選択により、一時金と公務遺族年金のうち、いずれかを支給する。

## (3) 公務障害年金

### ① 支給要件1

次のアからウまでをすべて満たしているときに支給する。

ア 公務により病気にかかり、又は負傷した者であること。(通勤災害は除く)

イ 初診日(公務傷病について初めて医師又は歯科医師の診察を受けた日をいう。以下同じ。)において、一般組合員であること。

ウ 障害認定日(初診日から起算して1年6月を経過した日(その期間内にその公務傷病が治ったとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったときは、当該治った日又は当該状態に至った日をいう。)をいう。以下同じ。)に障害等級の1級から3級までに該当する障害状態にあるとき。

### ② 支給要件2 [事後重症]

次のアからエまでをすべて満たしているときに支給する。

ア 公務により病気にかかり、又は負傷した者であること。

イ 初診日において、一般組合員であること。

ウ 障害認定日において障害等級に該当する程度の障害の状態になかったこと。

エ 障害認定日後、65歳に達する日の前日までに、その公務傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になったこと。

#### (4) 公務遺族年金

一般組合員又は一般組合員であった者が、次のいずれかに該当するときは、その者の遺族に給付される。

- ① 公務傷病により死亡したとき。（通勤災害は除く）
- ② 退職後、公務傷病により初診日から5年以内に死亡したとき。
- ③ 公務障害年金（障害等級1級又は2級）の受給者がその受給権の原因となった公務傷病により死亡したとき。
- ④ 1年以上の引き続く一般組合員期間を有し、かつ、保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間を合算した期間が25年以上である者が、ア又はイに該当したとき。  
ア 一般組合員であった者が、退職後に、一般組合員であった間に初診日がある公務傷病により死亡したとき。  
イ 障害等級に該当する障害の状態にある公務障害年金の受給権者が当該公務傷病年金の給付事由となった公務傷病により死亡したとき。

#### (5) 給付の制限

一般組合員又は一般組合員であった者が、次の①～④に掲げる事由に該当した場合には、その一般組合員期間に係る退職年金（終身退職年金に限る。）又は公務障害年金のうち、当該各号に定める額を支給しない。

また、公務遺族年金の受給権者が⑤に掲げる事由に該当した場合には、公務遺族年金のうち、⑤に定める額を支給しない。

- ① 一般組合員又は一般組合員であった者が禁錮以上の刑に処せられた場合

ア 退職年金

終身退職年金の額
----------

イ 公務障害年金

公務障害年金の額	×	$\frac{50}{100}$
----------	---	------------------

- ② 一般組合員が懲戒処分によって退職した場合

ア 退職年金

終身退職年金の額	×	$\frac{\text{懲戒処分による退職に引き続けている一般組合員期間}}{\text{年金の基礎となった一般組合員期間}}$
----------	---	---

イ 公務障害年金

$$\text{公務障害年金の額} \times \frac{\text{懲戒処分による退職に引き続いて一般組合員期間}}{\text{年金の基礎となった一般組合員期間}} \times \frac{50}{100}$$

③ 一般組合員が懲戒処分として停職の処分を受けた場合

ア 退職年金

$$\text{終身退職年金の額} \times \frac{\text{停職の処分を受けた期間の日数}}{365 \text{ 日}} \times \frac{50}{100}$$

イ 公務障害年金

$$\text{公務障害年金の額} \times \frac{\text{停職の処分を受けた期間の日数}}{365 \text{ 日}} \times \frac{25}{100}$$

④ 退職後再度一般組合員になった者又は一般組合員であった者が国家公務員共済組合法第97条第1項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合

ア 退職年金

$$\text{終身退職年金の額} \times \frac{\text{退職手当支給制限等処分の対象となった退職手当に係る退職までに引き続く一般組合員期間}}{\text{年金の基礎となった一般組合員期間}}$$

イ 公務障害年金

$$\text{公務障害年金の額} \times \frac{\text{退職手当支給制限等処分の対象となった退職手当に係る退職までに引き続く一般組合員期間}}{\text{年金の基礎となった一般組合員期間}} \times \frac{50}{100}$$

⑤ 公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

$$\text{公務遺族年金の額} \times \frac{50}{100}$$

上記①～⑤の給付制限は、当該給付制限を開始すべき月から併給調整や在職等の事由により支給が停止されている月を除き、通算して60月に限り行うこととされている。

## 11. 基礎年金制度

国民年金は、従来、自営業者等のみに適用されていたが、昭和61年4月1日以降、20歳以上60歳未満の全国民が加入する基礎年金制度となり、公立学校共済組合等の一般組合員や厚生年金保険の被保険者等と、これらの者の被扶養配偶者にも適用されることとなった。

### (1) 老齢基礎年金

#### ① 支給要件

国民年金の保険料納付済期間（公立学校共済組合の一般組合員期間及び厚生年金等の公的年金制度の加入期間）と保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が通算して10年以上である場合に、65歳から支給される。

#### ② 年金額

780,900円×改定率（毎年度、国民年金法に規定する改定ルールにより、政令で改定する。）

ただし、この額は20歳から60歳に達するまでの40年間保険料を納付した場合であり、保険料納付に不足期間や免除期間がある場合は、その期間に応じて減額される。

#### ③ 配偶者の老齢基礎年金の振替加算

配偶者が65歳になると自分の老齢基礎年金が支給されるので、加給年金額は支給されないこととなるが、その配偶者が昭和41年4月1日以前に生まれた者であるときは、その者の生年月日に応じた所定の額に改定率を乗じた額が老齢基礎年金に加算（振替加算）される。

### (2) 障害基礎年金

#### ① 支給要件

傷病により障害等級が1級又は2級の障害程度に該当（初診日が一般組合員期間中の場合は共済組合で認定）する障害状態になったときに支給される。

#### ② 年金額

$$\boxed{\text{定 額}} + \boxed{\text{子の加算額}}$$

ア 定額は、障害等級に応じて次のとおりである。

障害等級	定 額
1 級	780,900円×1.25×改定率
2 級	780,900円×改定率

イ 子の加算額

加算対象の子	加 算 額
2人目まで	1人につき224,700円×改定率
3人目以降	1人につき 74,900円×改定率

子の加算額の要件

受給権者によって生計を維持しているその者の18歳に達する日以後の最初の3月31

日までの間にある子又は20歳未満の障害のある子(1級又は2級の障害)がいるとき。

### (3) 遺族基礎年金

#### ① 支給要件

被保険者及び老齢基礎年金受給者等が死亡した場合に、その者の死亡当時、その者によって生計を維持していた次の要件に該当する配偶者又は子に支給される。

##### ア 配偶者の場合

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で障害等級が1級又は2級の障害の状態にある子と生計を同じくしていること。

##### イ 子の場合

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていない者であること。

#### ② 年金額

##### ア 子のある配偶者に支給される額

区 分	基 本 額	加 算 額	合 計
子が1人いる配偶者	780,900円×改定率	224,700円×改定率	1,005,600円×改定率
子が2人いる配偶者	780,900円×改定率	449,400円×改定率	1,230,300円×改定率
子が3人いる配偶者	780,900円×改定率	524,300円×改定率	1,305,200円×改定率

##### イ 子に支給される額

区 分	基 本 額	加 算 額	合 計
1人のとき	780,900円×改定率		780,900円×改定率
2人のとき	780,900円×改定率	224,700円×改定率	1,005,600円×改定率
3人のとき	780,900円×改定率	299,600円×改定率	1,080,500円×改定率

### (4) 基礎年金の保険料

自営業者等(第1号被保険者)は、加入者が個々に国民年金の保険料を支払うことになっているが、公立学校共済組合の一般組合員(第2号被保険者)とその被扶養配偶者(第3号被保険者)の基礎年金に係る負担分は、一般組合員の掛金と事業主の負担金の中で賄うことになっているので、一般組合員及びその被扶養配偶者が国民年金の保険料を個々に支払う必要はない。

なお、任意継続一般組合員制度は短期給付に関する制度であるため、60歳未満の任意継続一般組合員や、その被扶養配偶者で60歳未満の者は、住居地の市区町村において国民年金の加入手続きが必要となる。